

全国町村会 総合賠償補償 保険制度のあらまし

2025年度版(改定)

このあらましは概要を説明したものです。詳細につきましては、「全国町村会総合賠償補償保険制度の手引」をご参照くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、このあらましに記載の内容は2024年6月時点のものです。規定・法令の改定などにより変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

(引受幹事保険会社)

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050-3808-5528

お問い合わせ先メールアドレス(総合賠償補償保険制度事務局)
10_sogo-baishou.hoken.jimukyoku@sompo-japan.co.jp

(取扱代理店)

株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
全国町村会館西館内
TEL 03-5512-4750
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

総合賠償補償保険制度は、町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵（かし）および町村等の業務遂行上の過失に起因する事故について、町村等が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う保険制度で、全国町村会が損害保険会社と、加入町村等を被保険者とする団体保険契約を締結して実施するものです。

保険制度の内容



賠償責任 保険

事故により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。



予防接種 保険

予防接種により身体障害を与えた場合に、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。



個人情報漏えい 保険

個人情報の漏えいにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や対応費用に対して保険金を支払います。



公金総合 保険

町村等が取扱う公金が火災や盗難等により損害を受けた場合に、保険金を支払います。



補償 保険

主催・共催する行事等において傷害が発生した場合に、被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。



サイバー 保険（オプション）

サイバー攻撃や情報漏えい、ネットワークの使用不能等により町村等が負担する賠償責任や各種対応費用に対して保険金を支払います。



使用者賠償責任 保険（オプション）

公務災害が発生した場合に、被災職員に対して町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

2025年度新設



賠償責任 保険

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵（かし）に起因する偶然な事故
- ② 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
- ③ 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
- ④ 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故 など

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 口頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害 など

保険の対象とする施設（自治体施設）

町村等施設	1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
	2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
	3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等
	4. 保養施設	国民宿舎等
	5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
	6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等
	7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
	8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
	9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
	10. 公園	児童公園等
	11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
	12. 住宅施設	公営住宅、官舎等
	13. その他の施設	その他の建造物および工作物
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設 ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する場合を除きます。

賠償責任保険

保険の対象とする業務(自治体業務)

町村等業務	1. 町村等施設の保守・管理業務
	2. 自然公物の管理業務 (ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任があると判断される場合にかぎります。)
	3. 学校教育業務
	4. 社会福祉業務
	5. 社会教育業務
	6. 社会体育業務
	7. 工事発注・施工等の業務
	8. 予防接種業務
	9. 健診等業務
	10. その他町村等の行う業務 (政策、事業または事務の企画、立案または策定を除きます。)
対象としない業務	1. 許可、認可、命令その他の行政処分
	2. 医療業務（健診等の保健・福祉事業にかかる業務を除きます。)
	3. 消防、救急、治安または災害救助の業務
	4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
	5. 強制執行または即時強制

保険の対象とする生産物(自治体生産物)

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。
ただし、輸出生産物、医療品・医療機材は除きます。
また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。



保険の対象とする受託物(自治体受託物)

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊等による、受託主に対する賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。
また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

町村等から業務委託を受けた私人(有償ボランティアを含む)の取扱い

2020年4月1日より、町村等から業務委託を受けた私人(有償ボランティアを含む)を賠償責任保険の被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険の対象としています。詳細は手引きをご確認ください。



予防接種保険

町村等が実施する予防接種業務について、次の3つの保険で対象となります。

A 保険

予防接種賠償責任保険

予防接種を行ううえでの（または過去に行った予防接種につき）過失により、その予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

B 保険

法定救済措置費用保険

予防接種法に基づく予防接種に起因して、被接種者が身体障害を被った場合、町村等が予防接種法に従い支出する費用に対して保険金を支払います。

C 保険

行政措置災害補償保険

町村等が実施主体となって行う予防接種（行政措置接種）を受けた者が、その予防接種に起因して身体障害を被った場合、町村等が「予防接種災害補償規程」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

行政措置接種と判断されるためには、以下の①～③の要件を満たすことが必要です。

- ① 被接種者の特定と周知の徹底
被接種者の特定とは、対象者を特定することです。例えば、被接種者の年齢や性別を限定することが挙げられます。周知方法としては、広報紙やホームページを活用した周知方法で構いません。
- ② 委託医師・医療機関の特定と確保
実際に予防接種を行う医師を町村等が事前に認識し、依頼をしていることが大切です。必ずしも契約書という形である必要はなく、委託や依頼状などでも問題はありません。
なお、医師会を介して医師に委託をする場合を含みます。
- ③ 要綱等の作成と関係各方面への周知
町村等が実施主体となって行う予防接種である旨が記載された文書の作成が必要となります。また、必要に応じて、関係各方面への周知等の実施をする必要があります。
なお、広報紙やホームページを活用した周知方法でも構いません。

※住民が任意に受ける接種に対して、事後的に接種費用の助成のみ実施する場合などは、行政措置接種に該当しません。

A 保険とB 保険C 保険との関係

法定の救済措置または、町村等が制定する「予防接種災害補償規程」による給付と、被保険者が法律上負担する賠償責任に対して保険金を支払う損害賠償保険金（A 保険）は併給されます。つまり、B 保険、C 保険で給付される補償保険金は損害賠償保険金（A 保険）の一部とせず併給することになります。





個人情報漏えい保険（賠償責任保険）

被害者への損害賠償による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、損害賠償請求がなされたことにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）個人情報漏えい保険で対象とする「自治体施設」、「町村等が行う業務」は、賠償責任保険で対象とする施設・業務と同じです。

漏えい発生時の対応費用による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、町村等が実施する下記の措置に要する費用に対して保険金を支払います。

- ① 謝罪のための会見、発表、広告等費用
- ② 事故原因の調査費用
- ③ 謝罪文の作成、送付等の通信費用
- ④ 交通費、出張費および宿泊費等
- ⑤ 被害者に対する見舞品を購入した場合の費用（送付先1件あたり500円限度）
- ⑥ コンサルティング費用

（注）以下の措置により漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかとなった場合にかざります。

- 1. サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知
- 2. 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- 3. 本人またはその家族への謝罪文の送付
- 4. 公的機関に対する文書による届出、報告等または公的機関からの通報



ただし、次の事由に起因する損害については保険金支払いの対象外です。

- ① 町村等の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害
- ② 法令に違反することを町村等が認識しながら行った行為に起因する損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
- ④ 地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害

など



公金総合保険（動産総合保険）

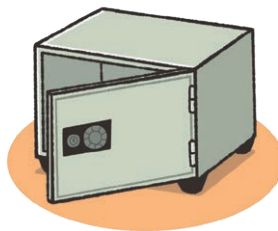
町村もしくは町村の委嘱を受けた者の管理下にある公金（通貨、小切手、収入証紙、定額小為替、約束手形をいいます。）が輸送中、保管中を問わず、次の事故により損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

- ① 火災・爆発による損害
- ② 盗難・強盗・引ったくりによる損害
- ③ 台風・こう水・土砂崩れ等による損害
- ④ 詐欺による損害

ただし、次の場合は対象となりませんのでご注意ください。

- ① 町村等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ② 町村職員等の単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為（横領など）による損害
- ③ 勘定誤り、出納の過誤による損害
- ④ 帳簿、帳票等により確認ができない損害

など



補償保険（災害補償保険）

町村等が主催・共催する行事、学校教育活動および社会奉仕活動（ボランティア活動）等に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかざります。）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

対象となる町村等の行事（活動）

- ① 学校教育業務（活動）
- ② 町村等が主催する社会体育活動（行事）、社会文化活動（行事）および社会福祉活動（行事）
- ③ その他町村等が主催（共催を含みます。）し、住民が参加する行事
- ④ 社会奉仕活動（ボランティア活動）
- ⑤ 選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。



（注）①は、児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。

（注）② ③ および ④ の行事・活動への往復途上も対象です。ただし、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および、行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

（注）② ③は、行事性のあるもの（※）を対象とします。

（※）行事性のあるものとは、恒常的に行われるものではなく、一定の計画のもと、日時を事前に決め、公表して行う事柄・催しをいいます。

（注）入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

なお、保険約款上、故意・病気・自然災害・変乱暴動・公務災害（公務の延長上の災害を含む）などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。

主催の定義

本保険制度で対象とする主催行事等とは、以下の少なくとも1つの要件を満たした行事であり、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある行事となります。

- ① その行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参加
- ② 運営担当者またはスポーツ推進員等の参加あるいは設置
- ③ その行事等のための運営費の支出

共催の定義

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。したがって、実態上主催者としての要件を備えている場合は、その町村等が共催している行事等であるといえます。

補償保険（災害補償保険）

社会奉仕活動（ボランティア活動）の定義

団体（注1）または住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼（注2）を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民（注3）のための業務・活動をいいます。

- 1 無報酬（注4）で行われる活動であること
- 2 労力の提供がなされること
- 3 団体（注1）あるいは町村等の管理下（注5）で行われるものであること



- （注1）団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。
- （注2）「事前の承認」とは、町村等へ届出をし、町村等が当該活動に一定の関与（指導・指示）をすることをいい、予め町村等が承認したことを客観的に証することができることをいいます。「事前の依頼」とは、予め町村等が依頼したことを客観的に証することができることをいいます。
- （注3）当該町村等の住民のためだけでなく、他の町村等の住民のための社会奉仕活動も対象となります。ただし、ボランティアの受入側町村とボランティアの派遣元町村との間で、重複して補償保険の適用ができる場合は、いずれかの町村の補償保険を適用するかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して支払わないものとします。
- （注4）無報酬とは労働の対価を得ていないことをいい、昼食代・交通費等の実費の費用弁償は報酬に含まれません。
- （注5）「団体あるいは町村等の管理下」とは、
- イ. 町村等からの依頼書、要請書、企画書等で、町村等の依頼による社会奉仕活動であることが確認できる。
 - ロ. 活動参加者が名簿等で確認できる。
 - ハ. 町村等の職員が同行しており、社会奉仕活動の内容が確認できる。
 - ニ. 団体管理下の場合、町村からの団体への事前の承認や依頼が確認でき、活動完了を報告している。
- などをいいます。

オプション
サイバー保険

2024 年度契約の
加入率は 約81%!!
(2024 年 6 月 1 日時点)

町村等が行う業務の遂行に関して、サイバー攻撃や情報漏えい、システムやネットワークの管理誤りや停止、職員の犯罪行為などに関連して発生するセキュリティ事故に起因して、町村等が負担する賠償責任や各種対応費用に対して、保険金を支払います。

（注）サイバー保険で対象とする「自治体施設」、「町村等が行う業務」は、賠償責任保険で対象とする施設・業務と同じです。

賠償責任

保険の対象となる事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合に提起された損害賠償請求について、町村等が負担する損害賠償金、争訟費用等をお支払いします。

事故発生時の対応費用

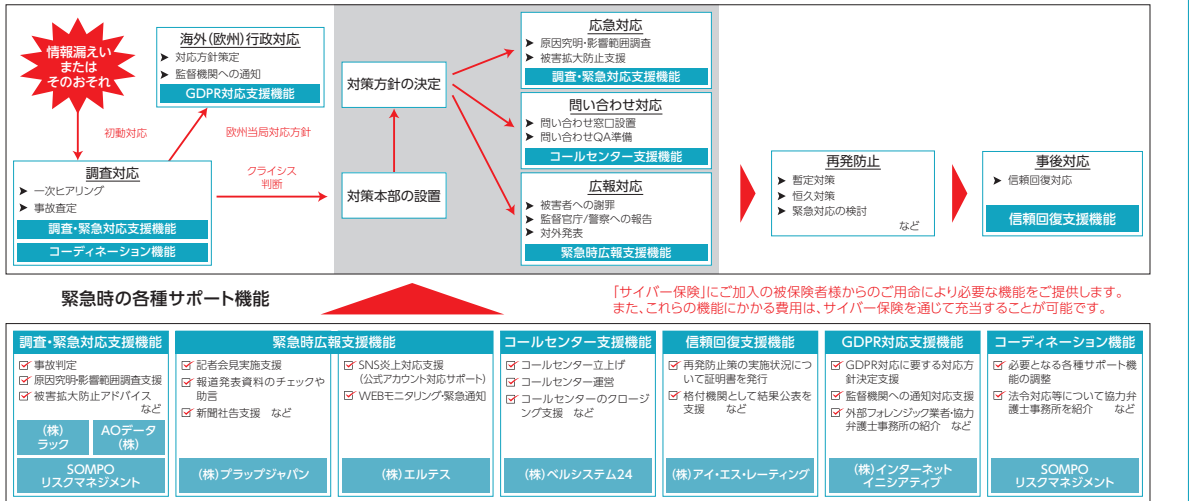
保険の対象となる事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決／再発防止」までの諸費用を幅広く補償します。

保険の対象となる事由

- 1 サイバー攻撃
不正アクセスやDos攻撃^(※1)、データの改ざん・破壊など町村等のコンピューターシステムに対する外部からの攻撃
 - 2 情報漏えい・おそれ^(※2)
業務の遂行上における情報漏えいおよびそのおそれ
 - 3 デジタルコンテンツ不当事由
デジタルコンテンツ^(※3)の使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
 - 4 IT ユーザー業務
上記①～③以外の町村等の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由
- （※1）大量のデータを送り付けることで、システムを正常に稼働できない状態にするサイバー攻撃
- （※2）「個人情報漏えい保険」では個人情報の「漏えいまたはそのおそれ」のみが対象となります。
- （※3）人の知覚で認識可能な形式で構成され、コンピューターシステム上で表現されているテキスト、サウンド、グラフィック、画像、動画等を指します。（それらの構成の元となるソフトウェアまたは電子データを含みません）

緊急時サポート総合サービス

サイバー保険に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。（ただし、サイバー保険で保険金がお支払いできる場合に限りです。）万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、当該事故の公表や本人への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、ワンストップかつ総合的にサポートします。





オプション

使用者賠償責任保険

(労働災害総合保険使用者賠償責任条項)

2025 年度新設

職員が被った公務災害が町村等の責任で発生した場合に、地方公務員災害補償基金等からの補償を超える額の損害賠償請求が当該被用者またはその遺族よりなされたときに、町村等が法律上の責任を負担することによって支払う損害賠償金等を保険金として支払います。

お支払いする保険金の範囲

公務災害に関し、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金としてお支払いします。

損害賠償金

下記①～②の合算額を超過した損害賠償金を賠償保険金としてお支払いします。また、賠償保険金のお支払いは、**公務災害の認定を受けた場合に限り**ます。お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料等となります。

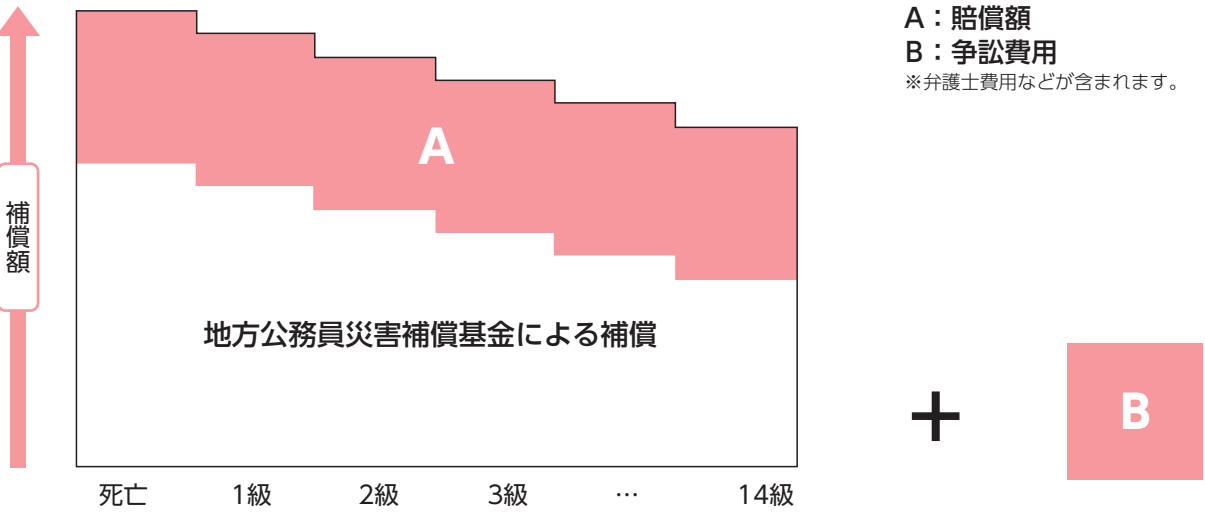
- ① 地方公務員災害補償基金等からの補償金
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等からの支払われるべき金額

争訟費用

下記の争訟費用等を費用保険金としてお支払いします。

- ① 弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- ② 示談交渉に要した費用
- ③ 解決のための当社への協力費用
- ④ 第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

【補償のイメージ】



A：賠償額
B：争訟費用
※弁護士費用などが含まれます。

被用者(対象となる職員)の範囲

- ・常勤の一般職
- ※任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません

被保険者(補償対象者)の範囲

- ・加入した町村等
- ※一部事務組合および広域連合等を含みません。

契約類型別保険金額および保険料分担金率

(取扱上の注意事項)

- (1) 賠償責任保険と補償保険は、併せて保険金が支払われます。
- (2) 予防接種保険においては、「予防接種賠償責任保険（A保険）」「法定救済措置費用保険（B保険）」および「行政措置災害補償保険（C保険）」がセットとなっています。
- (3) 補償保険の入院・通院日数による保険金額は下表のとおりです。入院保険金と通院保険金の両方の支払いはできませんので、入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方を請求してください。



賠償責任保険(身体賠償)

契約類型	保険金額	
	1 名	1 事故 ^(※)
5,000万円型	5,000万円	5 億円
1 億円型	1 億円	10 億円
1.5 億円型	1.5 億円	15 億円
2 億円型	2 億円	20 億円
3 億円型	3 億円	30 億円

賠償責任保険(財物賠償)

契約類型	保険金額
	自己負担額なし(免責金額)
1,000万円型	1,000万円
2,000万円型	2,000万円
1 億円型	1 億円

健診賠償保険

保険金額	
医療行為上の事故	左記以外の事故 ^(※)
対人1事故 1 億円	対人1名 1 億円 対人1事故 2 億円 対物1事故 1,000万円 人格権1名 1,000万円 人格権1事故 1 億円 人格権年間総額 1 億円
年間総額 3 億円	
自己負担額 なし	自己負担額 なし

(※) 土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍が限度となります。
(※) 人格権侵害については1名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

(※) 保健・福祉事業の医療等業務を行う場合にのみ対象となります。



予防接種保険(賠償責任保険にセット)

A 保険 (賠償責任保険)

支払限度額	
1 事故につき	保険期間中
1 億円 自己負担額(免責金額)なし	3 億円 自己負担額(免責金額)なし

B 保険 (法定救済措置費用保険)

	保険金額	
	死亡保険金	障害保険金
A 類疾病および臨時接種 (特定 B 類疾病に係る臨時の予防接種を除く。)	1,167.5万円	1 級 1,167.5万円 2 級 777.4万円 3 級 593.3万円
B 類疾病	生計維持者の場合 582.6万円 生計維持者以外の場合 196.4万円	1 級 582.6万円 2 級 388.4万円
特定 B 類疾病に係る臨時の接種	生計維持者の場合 907.5万円 生計維持者以外の場合 680.0万円	1 級 907.5万円 2 級 604.4万円 3 級 461.0万円

C 保険 (行政措置災害補償保険)

保険金額	
死亡補償保険金	障害補償保険金
4,670万円	1 級 4,670万円 2 級 3,109.6万円 3 級 2,373.9万円

B 保険と C 保険の保険金額は 2024 年 4 月 1 日時点のものです。
予防接種法が改正された場合は、保険金額が変更となる場合があります。



個人情報漏えい保険

賠償責任		対応費用	
契約型	年間支払限度額	1 事故	年間支払限度額
1 億円型	1 億円	1,000万円	3,000万円
2 億円型	2 億円		

※精神的苦痛に対する賠償は個人情報1件につき30万円限度。
※対応費用は縮小てん補割合90%。



補償保険(医療補償保険を含みます。)

契約類型	保険金額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I 型	200万円	8万円~200万円	1万円~15万円	1万円~6万円
II 型	500万円	20万円~500万円	1万円~15万円	1万円~6万円
III 型	500万円	20万円~500万円	2万円~30万円	0.5万円~12万円



公金総合保険

保険金額
一般会計歳入額の20%



オプション 使用者賠償責任保険

保険金額	
1 名	1 災害
1 億円	1 億円



オプション サイバー保険

賠償責任		対応費用	
契約型	年間支払限度額	年間支払限度額	年間支払限度額
1 億円型	1 億円	3,000万円	
2 億円型	2 億円	3,000万円	

※保険金額は、すべて1事故・1期間中の限度額となります。
※お支払いする保険金の限度額は、保険期間中を通じ、合算して賠償責任の限度額となります。

入院医療補償保険金の内訳

入院日数	I・II 型	III 型
1~5 日	1 万円	2 万円
6~15 日	3 万円	6 万円
16~30 日	6 万円	12 万円
31~60 日	9 万円	18 万円
61~90 日	12 万円	24 万円
91 日以上	15 万円	30 万円

通院医療補償保険金の内訳

通院日数	I・II 型	III 型
1~5 日	—	0.5 万円
6~15 日	1 万円	2 万円
16~30 日	3 万円	6 万円
31~60 日	4.5 万円	9 万円
61 日以上	6 万円	12 万円

2. 契約類型番号および保険料分担金率（1年間につき住民1人あたり）

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約 類型	基本補償							オプション		保険料分担金			
	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	サイバー	使用者賠償	基本補償のみ	基本補償 + サイバー	基本補償 + 使用者賠償	基本補償 + サイバー + 使用者賠償
1	5,000万円	1,000万円	○	○	○	なし	1億円	1億円	1億円	48.4円	52.6円	61.4円	65.6円
2	5,000万円	1,000万円	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	56.4円	60.6円	69.4円	73.6円
3	1億円	2,000万円	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	67.9円	72.1円	80.9円	85.1円
4	1億円	2,000万円	○	○	○	II型	1億円	1億円	1億円	75.4円	79.6円	88.4円	92.6円
5	1.5億円	2,000万円	○	○	○	I型	1億円	1億円	1億円	76.5円	80.7円	89.5円	93.7円
6	1.5億円	2,000万円	○	○	○	II型	1億円	1億円	1億円	84.0円	88.2円	97.0円	101.2円
7	2億円	2,000万円	○	○	○	II型	2億円	2億円	1億円	87.2円	91.4円	100.2円	104.4円
8	2億円	2,000万円	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	91.8円	96.0円	104.8円	109.0円
9	2億円	1億円	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	93.1円	97.3円	106.1円	110.3円
10	3億円	1億円	○	○	○	III型	2億円	2億円	1億円	100.8円	105.0円	113.8円	118.0円

オプションを付帯する場合は基本補償の保険料分担金率に以下の金額が追加されます。
サイバー保険：4.2円　使用者賠償責任保険：13円

サイバー保険に加入いただく場合は、個人情報漏えい保険がサイバー保険に切り替わります。

保険期間

契約は2025年6月1日午前0時から2026年5月31日午後12時までの1年間です。

なお、保険期間の途中で契約類型を変更する場合には、町村等が保険料分担金を都道府県町村会に送金した日の午後4時から2026年5月31日午後12時までとなります。

加入手続き

本保険に加入を希望する町村等は、前述の「契約類型」をご参照のうえ、契約類型を1つ選択してください。
保険期間開始前に「加入依頼書」に所定事項を記入し、保険料分担金を添えて都道府県町村会あてに送付してください。

保険料分担金の算出

本保険に加入する町村等は、加入時点（6月1日更新加入の場合は4月1日現在）で把握される「住民基本台帳」に基づく人口統計による住民の数に保険料分担金率を乗じて算出してください。

（注）加入後、町村人口に増減があったとしてもその年度における保険料分担金の精算は行いません。

（注）都道府県町村会が保険料分担金を受領後、領収印を押印した加入依頼書の町村返送用が返送されます。これは保険料分担金領収書兼加入証の役割を果たしますので、大切に保管してください。

なお、予算措置等のやむを得ない事情により、契約内容を変更^(注)する場合には、再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入し、変更前後の保険料分担金率の差を未経過月数で月割した額に保険期間開始時の住民数を乗じた金額を記入のうえ、都道府県町村会へ提出するとともに、追加保険料を送金してください。

（注）次のような補償条件がアップする場合にかぎり、受付させていただきます。

- ・契約類型を保険金額が高い契約類型に変更する場合（契約類型8を契約類型10に変更）
- ・サイバー保険・使用者賠償責任保険を中途付帯する場合

計算例

「契約類型8」に加入する場合、その町の人口が10,866人であれば、
払い込む1年間の保険料分担金は以下のとおりです。

・「契約類型8」＝91.8円（円未満四捨五入）
 $10,866人 \times 91.8円 = 997,498.8 \Rightarrow 997,499円$
・「契約類型8」
サイバー保険・使用者賠償責任保険あり＝109.0円
 $10,866人 \times 109.0円 = 1,184,394円$

計算例

「契約類型8」から「契約類型10」に変更する場合（10月3日付け）

・未経過期間＝10月3日から5月31日まで（8か月）

・未経過期間に対応する保険料分担金

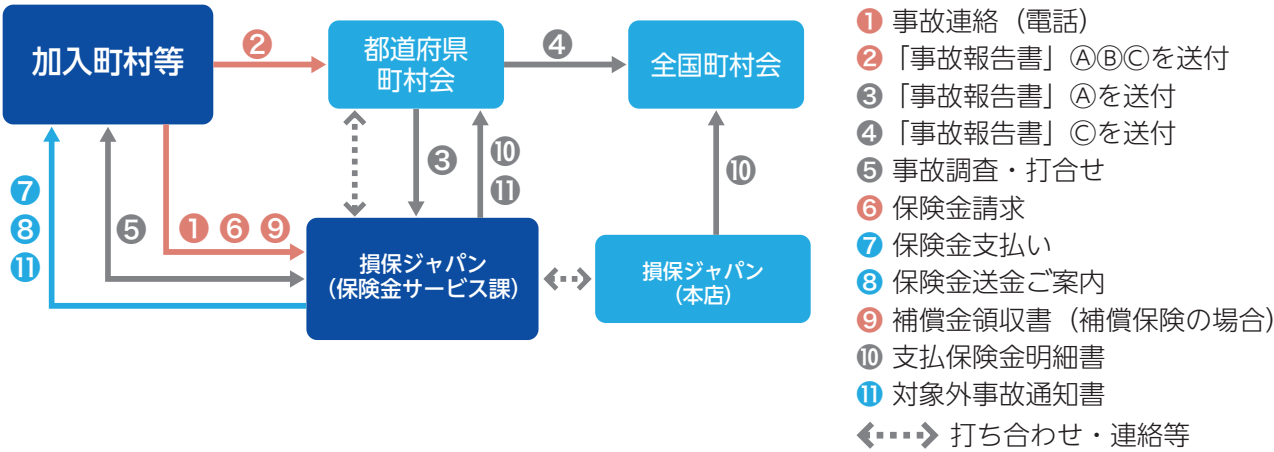
変更前：「契約類型8」＝91.8円

変更後：「契約類型10」＝100.8円

$(100.8円 - 91.8円) \times 8/12 = 6.0円$
（10銭未満四捨五入）

$10,866人 \times 6.0円 = 65,196円$
（住民数）（追加保険料分担金率）（追加保険料分担金）

事故が発生した場合〈事務対応手順の事務フロー〉



●万一事故が発生した場合は、ただちにお近くの損保ジャパンの保険金サービス課まで電話でご連絡ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●示談交渉および個人情報漏えい対応費用の支払いは、必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金・対応費用等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●賠償保険金として支払いの対象となるものは次のとおりです。

- ①被害者に対する損害賠償金（示談金または判決額）
- ②損害防止軽減・緊急措置に要した費用（個人情報漏えい保険は対象外）
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）、第三者に対する求償権の保全に要した費用、等

事故発生時の 一般的な対応の ポイント紹介



1

事故による損害の拡大を防ぎます。

損害を最小限にするため、できるかぎりの対応を行いましょう。具体的には、危険があることを周囲に知らせる、周囲の協力を得る、応急処置や救急車の手配、避難誘導、家族への連絡、警察への連絡、入場制限などの緊急対策が挙げられます。

2

上司に報告、関係部課へ速やかに連絡します。

事故が発生した場合は、ただちに上司や担当課に報告しましょう。事故に適切に対応し、解決を図るためには、問題を一人で抱え込むことなく、組織的に対応することが必要です。

3

事故情報の収集と事故対応の経過をできるかぎり記録しておきましょう。

被害者との示談等を進めるうえで、事実関係を正確に把握することが非常に大切です。加えて、事故の再発防止策を講じ、事故軽減につなげるうえで重要な資料となります。

4

事故対応責任者の設置等、庁内の役割分担を確認し、連携を図ります。

話した相手によって内容が異なると被害者に不信感を与えます。また、町村等が法律上負う損害賠償の額は、議会の議決が必要となるものもあります。事故対応総括責任者、被害者対応・情報収集・広報の責任者等を明確にし、関係部署と連携を図り信頼に結びつく対応をしましょう。

5

被害者に対しては誠意を尽くすことが大切です。

電話による連絡、自宅訪問、病院へのお見舞いまたは死亡事故の場合は葬儀への参列など、誠意をもって丁寧に対応することが必要です。具体的な対応については、個々人の判断に依らず、関係部門とも相談しましょう。

事故が発生した場合は、事故と被害の因果関係、賠償責任の発生の有無、町村等と被害者との過失割合など、専門的な判断が必要となる場合が数多く出てきます。そのため、保険会社とできるかぎり早期に相談をしていただくことで、事故の円満な解決につながります。

事故発生

P.13の内容を確認のうえ、事故拡大防止、被害者対応を行う。

対応窓口

保険会社に電話等によりすみやかに連絡を行う。

事故報告

「事故報告書」の所定様式を都道府県町村会に送付する。

対応協議

賠償責任の有無、賠償金額の積算、過失割合などを保険会社と協議する。

示談

保険会社による支援を受けながら、被害者と示談交渉を行う。

保険金支払い

事故の円満な解決に向けての 保険会社の対応

損保ジャパンでは、賠償事故の示談交渉にあたっては、専門的な判例の分析、統計の整理等を行っており、町村等の立場に立ち、数多くの事業に対応してきた豊富な知識と経験をもとに、事故の円満な解決に向け、適切な支援を行う体制となっております。

保険法施行に伴う先取特権

保険法施行に伴い、賠償責任保険の保険金請求権については、被害者が先取特権を有します。保険金の受取人を被害者とするか、被保険者（町村等や一部事務組合等）とするかについては、保険金請求書により指図します。

個人情報の 取扱いに関するご注意

事故の際には、取得する被害者の個人情報に関する取扱いについては十分な注意と適切な対応が必要となります。事故解決にあたって、保険会社に被害者に関する個人情報を提供することについての被害者からの同意書の雛形は「手引」に示しておりますので、参考にしてください。